

調達管理番号： 20a00069

国名： 東ティモール

担当部署： 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名： 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト（コメ政策）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務： コメ政策
- (2) 格付： 2号
- (3) 業務の種類： 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2020年5月中旬から2021年3月中旬まで
- (2) 業務 M/M： 国内 0.70M/M、現地 1.90M/M、合計 2.60M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第一次派遣： 国内準備 3日、現地業務 21日、国内整理 2日
 - ・ 第二次派遣： 国内準備 2日、現地業務 15日、国内整理 2日
 - ・ 第三次派遣： 国内準備 2日、現地業務 21日、国内整理 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数： 1部
- (2) 見積書提出部数： 1部
- (3) 提出期限： 4月22日(12時まで)
- (4) 提出方法： 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示)にか
かる応募手続き)
(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf) を
ご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達・派遣業務部受付での受領
は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご
留意ください。
- (5) 評価結果の通知： 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年5月11日
(月)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

- ③語学力 16点
 ④その他学位、資格等 16点
 (計 100点)

類似業務	コメ振興・保護政策に係る各種業務
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」）において、農業は非石油輸出額の約 80%を占め、就業人口の約 65%が従事する重要な基幹産業である。現在は、石油や天然ガス等の資源収入が GDP の約 80%を占めており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいて、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題となっている。

こうしたなか、東ティモール政府は、2030 年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画（Strategic Development Plan 2011-2030：SDP）を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の増加、主食であるコメの自給率向上等を掲げ、2020 年までに食料自給達成を目標としているが、2019 年におけるコメの自給率は約 30%であり、国内のコメ消費量の約 70%を輸入米が占めている。国内のコメ生産量の低下に伴い、輸入米の流入量は年々増加を続けており、食料自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。

コメ増産を目指す上で、コメ生産による現金収入が極めて少ないことから、農家は営農技術の改善に積極的な意義を見出せず、粗放的栽培が改善されない現状にある。加えて、既存農家の耕作放棄や若年層の都市流出も進行しており、国内のコメの作付面積は 2008 年 46,000ha をピークにその後減少を続けており、2015 年に 42,000ha となっている。

コメ生産による現金収入低迷の原因として、①投入資材（優良種子、肥料等）不足や未熟な栽培技術、②灌漑施設の不適切な管理による取水不足、③国産米市場販売流通網の未整備、④政府によるコメ農家への適切な支援策がないが挙げられており、これらによりコメの生産性低下／低迷、国産米の流通停滞を招いている。東ティモールの食料自給率向上のためには、コメの生産・加工・流通・販売のプロセスを一貫して機能させ、コメ生産を通じた農民の適切な収入を確保することにより、農家のコメ生産に対する意欲を向上させていくことが必要である。

上記に鑑み、JICA は東ティモール政府と技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に合意し、2016 年 9 月に開始した。本プロジェクトでは、農業水産省（MAF）の関係各局（農業園芸普及局、灌漑水利用管理局、農業通商局）及び観光商工省（MTCI）の各局（調達・倉庫備蓄局、国家流通センター（NLC））を対象に、①選定地域コメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③コメブランド化のための国産

米流通・販売モデルの構築、④政府による国産米買い取り／配布システムの改善、⑤プロジェクトから得られた教訓の共有を通じた政府による国産米振興、を行うことにより、コメのバリューチェーン（生産、加工、流通、配布、販売及び消費）の改善を通じたコメ生産による対象地域の農家世帯の農業所得の向上を図り、もって農家世帯の生計向上に寄与する計画である。

本プロジェクトは、2016年9月から2021年9月まで5年間の実施を予定しており、「チーフアドバイザー」、「稲作技術」、「農産物流通・販売」、「コメ買い取り／配布システム」及び「業務調整」の5名の長期専門家が派遣中である。

2019年3月の中間レビューにおいて、安価な輸入米に大きく依存している状況の中で「コメのバリューチェーン強化を通じて農家のコメの販売収入を増やす」という本プロジェクトの目標を達成するためには、東ティモール政府により、短期的には国産米を保護しつつ中長期的に生産性の向上、供給体制の整備を図っていくための戦略策定及び明確な政策措置の実施が必要不可欠である旨指摘している。そのために、プロジェクトの残りの期間で中央政府との政策対話を行い、政府が国産米振興・保護に係る政策の検討を支援することが提言されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の業務を行う。なお、本案件の東ティモール側対応者は、国産米振興を協議するタスクフォース（MAF、MTCI、NLCの代表及び協同組合庁（Secretary of State for Cooperatives））となる。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）第一次国内準備期間（2020年5月中旬）

- ① 既存の農林水産省及び JICA 報告書、東ティモール政府作成の関連報告書、現行マニュアル等を参照し、国内外のコメ振興・保護政策の詳細および現状について把握する。
- ② ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA 東ティモール事務所及び日本人専門家チームにもデータを送付する。

（2）第一次現地業務期間（2020年5月中旬～6月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA 東ティモール事務所、C/P 機関（国産米振興を協議するタスクフォース）、日本人専門家チームにワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 国産米の生産（面積、量、反収、コスト）、消費、輸入米の量、価格等の経年変化に関する情報を収集し、国産米がおかれた状況を把握する。
- ③ 国産米振興を協議するタスクフォースの内容（役割、メンバー、法的根拠等）を把握する。
- ④ 同タスクフォースに対し、食料安全保障の観点から国産米振興するため、現状において議論されている施策、施策実施のための制度設計、必要な予算・人員の内容について確認する。併せて、WTO 及び ASEAN のルールに照らし、どのような問題があるかを分析する。
- ⑤ ②から④の内容についてとりまとめ、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機

- 関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA 東ティモール事務所及び日本人専門家チームに現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。
- （3）第二次国内準備期間（2020年10月中旬）
- ① 食料安全保障の観点から、国家買上げや関税割り当てといった国産米振興政策が取られているインド、スリランカ、インドネシアの情報を既存文献やwebサイトから収集する。
 - ② ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA 東ティモール、JICA インド、JICA スリランカ、JICA インドネシア事務所及び日本人専門家チームにもデータを送付する。
- （4）第二次現地業務期間（2020年10月中旬～11月上旬）
- ① 食料安全保障の観点から、国家買上げや関税割り当てといった国産米振興政策が取られているインド、スリランカ、インドネシアの政策担当者（主に農業や貿易を所管する省庁・関係機関）に聞き取りし、東ティモールの国産米振興に必要な制度・人員、運用する際の留意点等について調査を行う。
 - ② ①の結果をとりまとめ、インドネシアよりテレビ会議システムを通じ、JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チームへ報告する。
- （5）第三次国内準備期間（2021年2月上旬）
- ① 国産米保護のために導入が考えられる輸入米に対する国境措置、国内支援策の種類について、それぞれの措置のもたらすポジティブ、ネガティブインパクトを取りまとめる。
 - ② それぞれの措置を導入するために必要なデータ、法整備、人員、関係国やWTO、ASEAN との調整について、他国の例を参考にしながら確認する。
 - ③ ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA 東ティモール事務所及び日本人専門家チームにもデータを送付する。
- （6）第三次現地業務期間（2021年2月上旬～2月下旬）
- ① 第三次国内準備期間を踏まえ、今後政府が進むべきロードマップを作成する。
 - ② 上記（5）及び（6）①を、国産米振興を協議するタスクフォース及び関係機関（財務省、外務省他）に説明し、政府内の認識を深めるとともにロードマップを改訂する
 - ③ ロードマップを進めるにあたり、東ティモール側で進めるべき事項と外部からの投入による必要な支援内容を取りまとめる。
 - ④ 現地業務完了に際し、上記（6）①及び②を踏まえた政策提言を含む、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑤ JICA 東ティモール事務所及び日本人専門家チームに現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。
- （7）国内整理期間（2021年3月上旬）
- ① 専門家業務完了報告書（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

(1) ワークプラン（各派遣時）：

和文 3 部（JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チームへ各 1 部）

英文 4 部（JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書（各派遣時）：

和文 3 部（JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チームへ各 1 部）

英文 4 部（JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部）

派遣時及び派遣終了時。

(3) 専門家業務完了報告書：和文 3 部、英文 4 部

2021 年 3 月 10 日までに JICA 経済開発部に報告し、提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本→デンパサール（インドネシア）→ディリ（東ティモール）→デンパサール→日本を標準とします。

上記 7.（4）第二次現地業務期間の調査対象国について、航空経路は、日本→ニューデリー（インド）→コロンボ（スリランカ）→ジャカルタ（インドネシア）→日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地業務期間中に派遣されている専門家のみ）

ア) チーフアドバイザー（長期派遣専門家）

イ) 稲作技術（長期派遣専門家）

ウ) 農産物流通・販売（長期派遣専門家）

エ) コメ買い取り／配布システム（長期派遣専門家）

オ) 業務調整員（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

当機構東ティモール事務所またはプロジェクトチームによる便宜供与事項は、以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

必要に応じて通訳（英語⇔テトゥン語）を備上予定。

オ) 現地日程のアレンジ

現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ、及び必要に応じ同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

必要に応じて、プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

キ) 7.（4）第二次現地業務期間の調査対象国において

当機構各国事務所（インド、スリランカ、インドネシア）において、空港送迎、宿舎手配、車両借上げ、現地日程のアレンジを行う。

（2）参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026145.html>)

- ・「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 事業事前評価表」

(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500537_1_s.pdf)

- ・東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト中間レビュー調査報告書

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041314.html>)

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や東ティモール、インド、スリランカ、インドネシア政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定致します。
- ④ 不正腐敗の防止
本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 適用約款
本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上